

# 第3号被保険者の記録不整合問題への 対応について

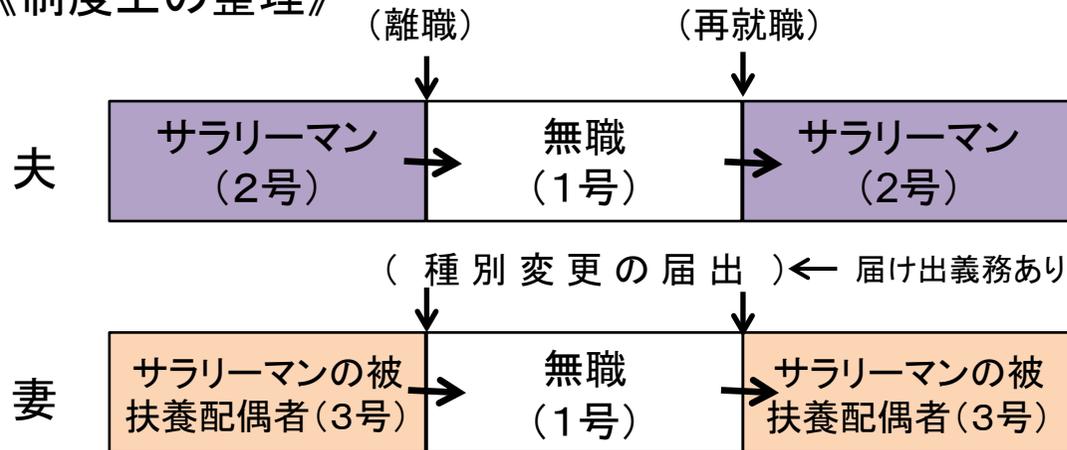


# 第3号被保険者記録不整合問題について

- 年金制度においては、20歳から60歳のすべての方が、第1号・第2号・第3号のいずれかの被保険者となる。このうち、サラリーマンの被扶養配偶者(専業主婦)は、保険料を納める必要のない第3号被保険者となる。
- ただし、こうした方は、配偶者(夫)が離職して第2号被保険者でなくなったことなどにより第3号被保険者でなくなった場合には、届出を行った上で、第1号被保険者として自分で保険料を納める義務が生じる。
- しかしながら、過去にこの必要な届出を行わなかったために、実態は第1号被保険者になったのにもかかわらず、年金記録上は第3号被保険者のままとされている期間(不整合期間)を有する方が多数存在している。

## 【不整合記録が生じる例】

### 《制度上の整理》



### 《不整合事例》



### ＜厚生労働省の粗い推計＞

#### 【高齢者】

- ① 不整合期間を有し、納付実績に見合った額より高い額となっている年金受給者 推計約5.3万人  
 ※ これらの者の平均不整合期間は、6.8月  
 [年金額換算: 約900円/月]

- ② 既に不整合期間を訂正され、納付実績に見合った年金額となっている年金受給者 約50.3万人  
 ※ 通常は、年金受給開始前(年金裁定時)に記録が訂正されるため、不整合記録に基づく年金を受給することは無いことが一般的

#### 【現役層】

- ① 不整合期間を有し、未訂正のままとなっている被保険者 推計約42.2万人
- ② 既に不整合期間を訂正され、正しい記録となっている被保険者 約67.3万人

# 第3号被保険者記録不整合問題の経緯

## 平成21年

11月 旧社会保険庁の職員アンケートで不整合記録問題の存在が判明

## 平成22年

3月 「運用3号」取扱いの方針を決定

12月 運用3号の課長通知を発出

## 平成23年

1月 「運用3号」取扱い実施

国会で、「運用3号」取扱いに関して、法律ではなく課長通知で処理したこと等に対する批判が相次ぐ

3月 「抜本改善策案の方向性と論点」(厚生労働大臣)を公表。「運用3号」通知廃止。

5月 民主党のワーキングチームと社会保障審議会の特別部会が、それぞれ報告書を発表し、対応策を提言

11月 「主婦年金追納法案」を臨時国会に提出

## 平成24年

11月 「主婦年金追納法案」が審議されないまま、衆議院の解散に伴い廃案に

### 「運用3号」取扱いのポイント

- 年金の受給権者  
→ 不整合期間があっても、もらっている年金の額を減らさずにそのままとする。
- 現役の被保険者  
→ 将来に向けては、第1号被保険者とし、保険料納付を求める。  
過去の不整合期間については、保険料の時効が消滅していない過去2年間を除き、そのまま第3号被保険者の期間として扱う。

### 抜本改善策案の方向性と論点のポイント

- 抜本改善策は、法律により対応する。
- 抜本改善策として、以下の事項について、検討する。
  - ・ 不整合期間を「カラ期間」とすること
  - ・ 不整合期間に対する特例追納の実施
  - ・ 上記は、3年間の時限措置とすること
  - ・ 将来に向けた再発防止策の実施
- 「運用3号」通知の廃止

# 第3号被保険者記録不整合問題への対応の全体像

3号不整合記録の問題点を解決するため、以下の措置を、一刻も早く講じる必要。

- (1) 生活の安定に配慮しつつ、保険料の納付実績に見合った額より高い年金額となっていることを是正
  - (2) 不整合期間を「カラ期間」(注)とすることにより、不整合期間の存在による無年金状態を解消
  - (3) 不整合期間について特例的な保険料追納を可能とし、年金額を回復する機会を提供(3年間の時限措置)
- (注)「カラ期間」とは、年金額には反映しないが受給資格期間としてカウントする期間

## < 問題点 >

## < 今回の法案による措置 >

高  
齢  
者

不整合期間が  
未訂正の受給者(注)  
〈推計約5.3万人〉

不整合記録に基づき、納付実績に見合った額より高い年金額を受給している。

不整合記録を訂正した上で、  
(1)追納期間終了後に、本来の年金額に減額。  
(減額の上限は訂正前年金額の10%とする配慮措置あり)  
(3)50～60歳の10年間の追納を可能にする。

(注)「運用3号」取扱いが有効だった期間に裁定された受給者(約300人)も含む。

裁定時等に  
不整合期間を訂正し  
ている受給者  
〈約50.3万人〉

納付実績に見合った額を受給しているが、訂正された期間について保険料は納付できない。

(3)50～60歳の10年間の追納を可能にする。

裁定時等に不整合  
期間を訂正した結果、  
受給資格期間を満た  
さない者

不整合期間が未納扱いとな  
って受給資格期間を満たせず、無年金状態。

(2)無年金状態を解消。  
(3)50～60歳の10年間の追納を可能にする。

現  
役  
層

不整合期間未訂正  
〈推計約42.2万人〉

今後、裁定の際に不整合期間が訂正され、納付実績に見合った年金額を受給することになるが、訂正された期間の保険料は納付できない。

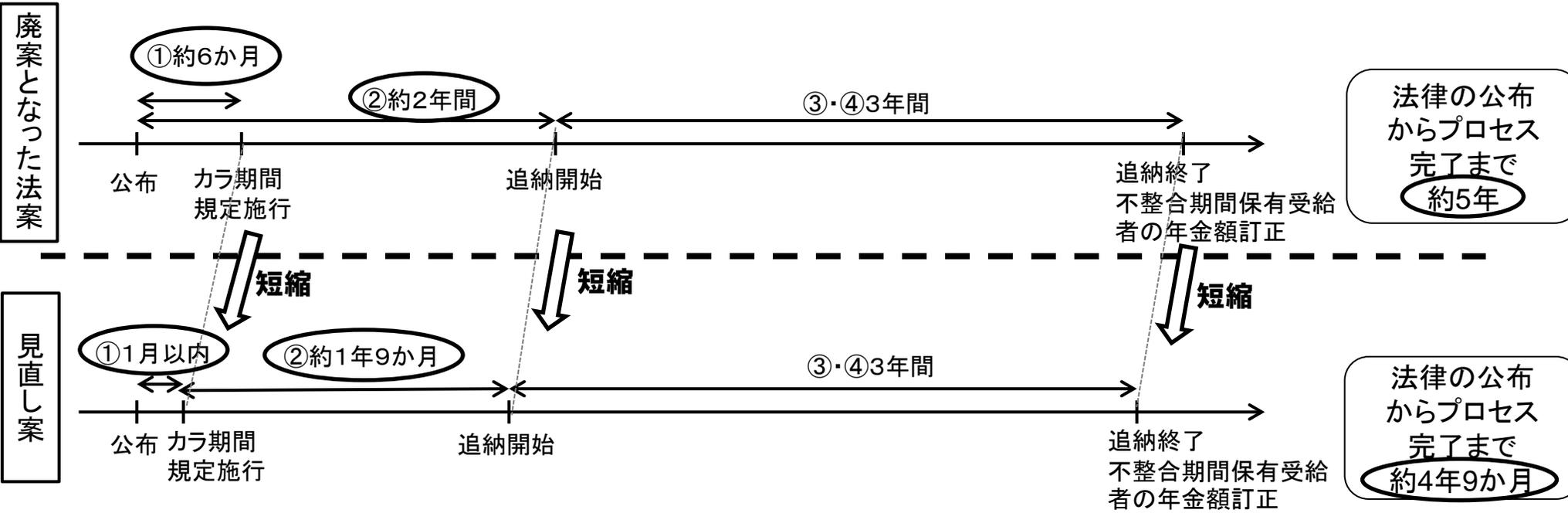
不整合記録を訂正した上で、  
(2)将来、無年金となることを防止。  
(3)過去10年間の追納を可能にする。  
また、不整合記録の再発防止を措置。  
(第3号被保険者でなくなった旨の情報を事業主経由で入手)

不整合期間訂正済  
〈約67.3万人〉

※ このほか、現に障害年金又は遺族年金を受給している者については受給権を維持する措置を講ずる。

# 法案の施行スケジュールの見直しについて

法案の国会への再提出に当たり、廃案となった「主婦年金追納法案」(平成23年11月国会提出、24年11月廃案)で予定していた施行スケジュールについて、現時点での準備状況も考慮しつつ、できるだけ早期に年金受給権の保護、保険料追納の受付、年金額の訂正を行えるよう、施行スケジュールの見直しを行う。



**① 不整合期間のカラ期間扱い**

- 年金権保護のためにできるだけ早急に施行することが望ましいことから、**公布の翌月の初日から施行**(法律上は、公布後1月以内で政令で定める日から施行)

**② 特例追納の受付開始**

- 年金額を回復する機会はできるだけ早く付与することが望ましいことから、**約3か月前倒し**、公布から約1年9か月後から追納受付
- 追納を反映した年金額の改定は、追納の翌月から**(ただし、実際の支払いは追納受付開始から1年後に開始(それまでの分は遡及して支払い))

**③ 特例追納の期間**

- 対象者への周知や納付する保険料準備に一定期間を確保することが必要であるため、現在行われている後納制度と同様に**3年間の期間を確保**(廃案となった法案と同じ期間)

**④ 不整合期間保有受給者の年金額訂正**

- 未訂正の不整合期間により、納付実績に見合った額より高い年金額となっている者(「運用3号」取扱い対象者含む)については、追納実績を踏まえて正しい年金額に訂正するという考え方の下、追納終了とともに額を訂正(減額の上限は訂正前年金額の10%とする配慮措置あり)
- 本来の年金額より高い年金が支払われる期間**は、廃案になった法案と比べて**約3か月短縮**